

走馬樓呉簡吏民簿と郷の状況

— 家族研究のための予備的検討 —

鷲尾 祐子

家族^①とは、中国社会における最も基本的な組織であるといえる。しかし、典籍に残されている家族の姿は特別な人々のそれであることに加え、儒学の思惟が社会において強い規制力を有するようになると、褒貶のための記載に傾きがちとなる。社会の基層を担った普通の人々の世帯を考察する上で、典籍の再検討も必要であるが、特定の意図による編集を被らないままの史料であるところの、出土文字資料にも期待がかかる。とりわけ、当時の戸籍や家族名簿などは、家族の状況を直接的に把握し得る貴重な資料である。しかし出土文字資料中の家族を記述した簿籍は、一度に出土する数量が少なく、個別の戸の例を多数集めて一般的な戸の状況を把握することは難しい。

これに対し、十三万片以上出土した走馬樓呉簡には、当時長沙郡臨湘侯国に在任・在籍する民を、戸単位で記載した簿籍類を多数含む。このため、すでにこのような簿籍に基づき、当時の家族と社会の状況について検討が加えられている^③。しかし既発表〔「竹簡壹」・「竹簡貳」・「竹簡参」〕の走馬樓呉簡は、編綴（簡相互を繋げるひも）が切れ散乱した状態で出土し、簡相互の接続の復原がおおむね不可能であり、完全に一戸全体を把握し得る例は少ない。それでも、町田隆吉二〇〇七は、分散して出土した複数の名籍簡を接続し、いくつかの戸を復元する。簿籍内の戸の復原

は、それによつて当時の世帯の姿を知ることができるのであるから非常に有益である。しかし、一方で復原不可能な大量の簿籍の断片が存在するのであり、このような記述が用いられないのは惜しいと思う。戸の復原は必須であるが、戸に復原されざる分散した記述を、そのまま資料化するのはどうしたらよいかというのは、もう一つの課題である。

従来の研究においても、于振波二〇〇七bは女性の婚姻年齢を考察し、于振波二〇〇四cは男女・年齢別に口数を集計して、性別年齢別の人口構成を述べるなど、分散した情報から当時の社会について読みとろうとする先駆的な試みが存在する。しかし、これらの研究では、作成年代や機関の相違する複数の簿籍を、区別せずに用いる（師佐籍という工人の名簿は、他と区別している）。それは、各簡がばらばらに出土しているため、同一帳簿内の簡をまとめた数で把握することが困難であることによる。

このような状況にかんがみ、まず取り組むべきことは、同一簿籍を構成する簡を可能な限り集成し、簿籍本来の状態に近づけることであり、これは簿籍の制度を考察する上で必要であるのみならず、社会と家族の考察のためにも資するものである。幸いなことに、接続の様態がある程度はとどめて出土した諸簡も存在し、その出土時における竹簡相互の位置は、掲剥位置示意图（示意图と略称）によつて明らかである。そして、侯旭東二〇〇九は「竹簡貳」示意图に依拠して示意图内簿籍がある程度復原し、結果的には複数の戸について（多くは部分的にだが）復原している。同一戸の簿は同一の簡冊内に存在するのであり、戸を復原する前提としても簿籍簡冊の復原が必要なことは明らかである。そして、示意图と書式を手がかりにすると、「竹簡壹」・「竹簡貳」示意图はどちらも「吏民簿」を構成する簡からなることが明らかであり、その前後の同書式の簡を含めると、数百人以上の住民情報を得ることができ^④る。また、どちらも対象単位と作成年代の特定が可能である。

この二つの吏民簿にしても、簡相互の連接を完全に復元するのは困難であり、成員全員が明らかな戸は少数であるが、戸の成員が分散している簿であっても、そこから読みとれる情報は存在する。一つは、先述のごとく于振波が試みている、当該地域の人々の性別・年齢別人口構成である。従来の文献史料でも郡国単位でも人口の記述は存在し、梁方伸一九八〇のような人口史の成果が得られているが、人口の内訳を知る資料はほぼ存在しないのであり、男女数の比率や、幼年人口・労働力人口の総人口に占める割合などは、知るべくもない。また、年齢別の人口が明らかであれば、人口が年齢とともにどれくらい速度で減少するかにより、生存の状況について察知し得る。もし同一時期に同一の地域を対象とする調査のデータが存在し、そこから性別年齢別の人口構成を推測することができるとすれば、当時の社会の状況を知る貴重な手がかりとなる。さらに、女性に関しては有配偶か否かが続柄記載から明らかたため（鷺尾祐子二〇一〇参照）、一般的な婚姻年齢の推測が容易であり、配偶者がいない場合でも実家・婚家のどちらかに居るかの把握が可能である。つまり、いつ結婚し、夫と生別・死別した後どのようにして過ごすか、推察することができる。吏民簿の分散した記載からでも、人々の生の過程についての情報は入手し得る。

また、吏民簿のもたらす情報により、人生の過程とともに、世帯構造のサイクルを考察することができる。古代家族をめぐる論争中、最も著名な三族制家族論争では、男子が婚姻後も父母兄弟と同居する形態が一般的か、あるいは独立（分異）が通常のことであるのかが、争点の一つであった。そこで世帯構造変化の主要な契機とされるのは、婚姻と分異である。現在の研究状況では、漢代半ば以降核家族と拡大家族が併存していたと考えられているが、両者は固定して存在するのではなく、たとえ資料に残っている時点では核家族であっても、父母や兄弟の死去によってそのような状況となったとも考えられる。某時点での某世帯の世帯構成と、その世帯の本来的な世帯構成とは、異なるかもしれない。つまり、簿籍上に現れた諸戸の家族形態を集計し分析するためには、家族の動態的な変化の

側面に留意しなければならない。^⑤たとえば、日本史分野ではあるが、江戸時代の人別・宗門改帳に依拠した家族形態の考察においても、世帯構成をその一過性の様態で分類するのではなく、複数の世帯構成を循環しつつどの構成に回帰する傾向を有するかを考察する（岡田あおい一九九九）。中国古代家族構造の検討についても、李根蟠二〇〇六は漢代において核家族と主幹家族（直系家族、父母と一組の子供夫婦の同居）と聯合家族（合同家族、父母と二組以上の子供夫婦）は相互依存、相互転化するものと述べる。このような家族を動態的に捉える日中家族研究の動向は、三族制家族説とも共振するものであると考える。そして、走馬楼吏民簿の場合、個人が記載されている位置や書式から、某人が戸人か否かを知ることが容易であり、先述のごとく女性の場合冠せられる続柄から、配偶者の有無が明示される。こうして、有配偶率と戸人率^⑥を求めることが可能であり、婚姻と分異という家族変化の重要な契機となる二者についても、情報を得ることができるのである。

本論では、まず二郷の性別年齢別人口構成から当該社会の特徴を概観し、さらに記載内容自体の正確性を検討し、吏民簿を史料として用いる際に留意すべき事柄について考察する。

一、二つの吏民簿

はじめに、以降の考察の主たる資料となる二つの吏民簿について紹介し、検討する。

(一) 各簿の特徴

「竹簡壹」示意图1・2および前後に連続する同書式簡（簡番号は14盆10040-10545）は、嘉禾四年（二三五年）長沙郡臨湘侯国小武陵郷につき作成された吏民簿の一部である。郷は侯国（県と同レベル）に属する統治単位の一つであり、境界が存在し一定の領域を有するが、この簿は里（郷に属する最基層の統治単位）ごとに作成された戸の記載を、郷単位で集成している。各戸につき、戸内各成員の一人に一簡を費やす形で、姓名・年齢・続柄をはじめとして所属する里や爵位などが記載される。書式を簡単に紹介すると、まず冒頭に戸人記載の簡が置かれる。戸人の項に戸が所属する里、さらに姓を記載し、すべての成員につき名前・年齢を記載する。戸人以外には続柄を記載する（女性については大女・老女などの区分が記載されることがある。各成員に記載されている続柄は、戸人との間の続柄とは限らず、戸人でない某の妻・某の弟妹・某の子などと記載されることもあり、結果的にはすべての成員の戸人との関係が直接的・間接的にたどり得るようになっていく。続柄記載の特徴について鷲尾祐子二〇一〇参照）。他に、該当者のみ、爵位・筭・疾病障碍・給吏・徭役が付記される。各成員の簡の後に戸の集計の簡が置かれ、「凡」で合計を導き、口数を記載する（口三）。次に見える事・筭は徭役・筭賦などの負担の記載であり、訾は資産状況を表す。

例a 吉陽里戸人公乘孫潘年卅五筭一 (10381)

潘妻大女鳶年十九筭一 (10382)

潘子女□年五歲 (10379)

凡口三事二 第二事 訾 五十 (10380) (図一)

- 例 b 東陽里戸人公乘丞敦年卅一第一刑(創)左手 「竹簡壹」 10269 示意图 26⁹⁾
- 例 c 高遷里戸人公乘苗霸年十七第一給郡吏 「竹簡壹」 10048¹⁰⁾
- 例 d 東陽里戸人公乘□贊年廿一第一給縣卒 「竹簡壹」 10308¹¹⁾

この簿には、奴婢(張榮強二〇一〇に奴婢記載無いことを指摘)・客・死(あるいは物故と記述)を記載しない。少数混在する書式の異なる簡などを除外し、性別と年齢・続柄の三者が把握できる者のみ計数すると、小武陵郷総人口の40%を把握することが可能である。示意图2には五一片の無字簡を含み、これらは主に連続し層を成して出現している(図一)。

もう一つの吏民簿は、「竹簡貳」示意図簡およびその前後に連続する簡番号の簡からなる、嘉禾六年(二三七年)廣成郷吏民簿である(鷲尾祐子二〇一二、鷲尾祐子二〇一〇、侯旭東二〇〇九)。記載内容は前掲嘉禾四年簿とほぼ同じだが(算を記載するグループと、記載しないグループがある。鷲尾前掲論文参照)、書式上最大の相違が存在するのは、戸人簡と各戸末尾の集計簡である。戸人簡は先述の「竹簡壹」示意図類のように某里戸人で始まるのではなく、吏・卒・民男子(民大女)・子弟などの類別呼称ではじまり、戸人の項に「戸人」と所属の里名とを記載しない。各戸の記載の最後に置かれる戸集計簡は、各戸の口数のみを記載する。

例 e 郡卒潘囊年廿三(「竹簡貳」 1708)

襄妻大女初年廿六 襄父公乘尋年六十一苦虐(?)病〔竹簡貳〕1696)

尋妻大女司年卅四踵(踵)右足 襄男弟公乘祀年十一〔竹簡貳〕1694)

●右襄家口食八人〔竹簡貳〕1697)

また、嘉禾四年小武陵郷簿と異なり、奴婢・客・死(物故)をも記載する。当該簿の戸末尾簡の戸口数を集計し戸単位口数を求めると、平均六・〇六とやや多い(平均的な口数については注③参照)。各戸の口数の分布を集計すると、六一八口の戸が全体の二割近くを占め、六口以上が四割を占める(表5参照)。この郷の一戸あたり平均口数が一般的な平均口数を上回することは、奴婢を含むことにもよるであろうが、その要因についてさらなる検討が必要である。ちなみに、客は衣食客一例のみ(「衣食客成年十五刑右足」1825)、奴婢は奴四例・婢一例が見えるのみであり、奴婢は年齢ではなく身長が記載される(「次戸下奴道長五尺」1611)。本簿についても、総人口中四割の把握が可能である¹⁴⁾。なお、「示意図」には「竹簡壹」示意図2よりも多く六九片の無字簡が存在する¹⁵⁾。

二、年代別性別人口構成の特徴

まず、二郷の社会状況を、性別・年代別の人口構成に依拠して推察する。すでに于振波二〇〇四cが、呉簡「竹簡壹」にみえる諸例に基づいて当時の性別年齢別人口構成を考察するが、時期と対象を異にする雑多な簿を一括し

て処理しているため、再度の検討を要する。

最初に、吏民簿の記載をもとに性別・年齢別に人口を集計し、年齢による人口の変化、男女の人口比率などについて考察する。表1に、小武陵郷嘉禾四年吏民簿から得られた年代別男女別人口を記載し、それをグラフ化したのがグラフ1である。表2は小武陵郷嘉禾四年吏民簿の記述から男女別・大小別（小は十四歳以下、大は十五歳以上）人口を算出して記載、さらに全体性比（男女人口を百として表示する男女人口比率）・小性比・大性比・総人口に占める小比率・六歳以下の比率、八十以上の比率を記載した。表3に廣成郷嘉禾六年吏民簿から得られた年代別男女別人口を記載し、グラフ2でグラフ化、表4男女大小別人口などを記載した。

吏民簿のデータからうかがえる第一に顕著な特徴は、年少人口の多さと、人口が減少していく速度の大きさである。総人口に占める未成年者（当時は十四歳以下を小とし、大・成人と税制上などで区別した。王子今二〇〇八参照）人口の比率はほぼ四割であり（嘉禾四年小武陵郷で 40.1% 、嘉禾六年廣成郷で 41.5% ）、嘉禾六年廣成郷簿の十四歳以下人数を戸末尾簡の数（一四三戸）で割ると、一戸あたり二・七人という数字が得られる。^⑥単純に考えれば、一戸あたり三人の未成年者が存在するのである。また、表1・グラフ1の嘉禾四年小武陵郷では、一―九歳人口と十代人口の間で人口がほぼ半減する。表3、グラフ3廣成郷の場合この傾向はもっと極端であり、十代の人口は一―九歳の三分の一程度である。この表から、当該社会の多産多死傾向が窺える。人口の四割が未成年であることは、出生数の多さを物語るが、出生した者のすくなくとも半数は、二十代に達する前にこの世を去っているのである。

その後、二郷ともに十代・二十代・三十代で人口が横這いだが、四十代人口は大幅に減少している。二郷における年齢にともなう人口減少のパターンは、〇―九歳から十代にかけて半数が死に、その後三十代から四十代にかけて半減するというものである。

さらに、未成年と成人とで性比（男女比。女性百人に対する男性の人数）が逆転するという特徴を有する。小・年少時（二五歳未満）は男性が圧倒的に多く（嘉禾四年小武陵郷で二・三二、八。嘉禾六年廣成郷で二五八）、大・成丁以上（二五歳以上）になると女性が多くなる（嘉禾四年小武陵郷で八七、九。嘉禾六年廣成郷で八〇、四）。未成年で女子が圧倒的に少ないのはなぜか。于振波二〇〇四cが間引きの可能性を指摘し、後述する武帝頃南郡の同類の現象について、彭浩二〇〇九も同様に述べる。典籍には長沙にて間引きが行われていたことを示す記載があり（『北堂書鈔』卷七五引く謝承後漢書、長沙太守宋度に関する記述¹⁷⁾、また間引きの対象は主に女兒であったため、間引きの結果であるという説明は首肯し得る。つまり、未成年での男女数の著しい不均衡は、多くの女子が生後まもなく養育を放棄されたためである。しかし、成年で女性が圧倒的に多いという現象は、いかに説明すべきであろうか。

三、吏民簿の検討

前項で述べたような、未成年者の多さ、成年で女性が圧倒的に多いことなど、吏民簿から得られる人口の状況は、一見特異で極端である。そこで、これが本当に真実の状況を反映しているのかという、一つの嫌疑が浮上する。そこで、人口の性別・年齢構成を表す他の例との比較を通し、また当時の簿籍制度にも鑑みて、吏民簿データの妥当性を検証する。

ところで、人口調査などによって得られる年齢の正確性の一つの基準とされるのが、年齢のひとけたが五ある

いは○(ゼロ)の切りのいい数に集中するか否かである^⑧。二つの吏民簿の場合、年齢がひとけた五あるいは○以外にも分散している。例えば、廣成簿二十代男子の例をみると、総数四五人中二〇歳一〇人であり、やや多いが、二三歳一〇人、二一歳八人など他の年齢にも分散する。このことから、当時の年齢認識は比較的詳細であったことがわかる。

また、現在実物を見ることが可能な各地域・時代の簿籍には、事実と相違はするがそのことを当局が了解していると考えられる記載が見られる。一方、虚偽の記載によつて徭役などの負担を逃れようとする行為と、それに対する罰則を設けて、何とかして正確に把握しようとする国家側の対策とが、戦国時代秦より存在した^⑨。漢代には、男性を女性と登記して更徭を逃れることに対する罰則があり、また遅くとも後漢光武帝末年までには、年齢などの記載の虚偽を防ぐために、長官自ら面通しする制度が設けられていた(『後漢書』江革伝^⑩)。性別と年齢とは、後漢において最も虚偽に傾きやすい記載項目であり、三国呉においても同様である可能性がある。

当時、徭役兵役の負担は主に男性に対して課せられたため、成年において女性が多い現象については、負担を逃れんがための虚偽の混在が疑われる。もとより、年少人口では女性のほうが圧倒的に少ない。また年少人口の多さから、当時の多産傾向が窺えるが、女性は出産によつて命を落とすことも多かった^⑪。

この状況を、他の史料に現れた状況と比較することが必要だが、既存の文献史料に、性別年齢別構成をうかがい得る記載は存在しない。出土文字資料からは、このような吏民簿の特徴と類似の性比逆転傾向を有する、漢代の人口集計記載が得られる。それは、湖北省荊州紀南松柏漢墓より出土した武帝初年の木牘(48号)であり、南郡江陵県西郷の二年戸口簿が記載されている(表6)。吏民簿データのような各年代別の情報が得られる訳ではないが、大男・小男・大女・小女の四つの範疇での人口集計が見られ、西郷の大(成年)小(未成年)別、性別人口の把握が可

能である。これによれば、小人口では性比一六二（女性百に対し男性一六二）と男子が圧倒的に多く、逆に成丁以上は性比五八・四であり女性が多く、長沙吏民簿に同じく未成年と成年の間で性比が逆転している。また、総人口に占める一四歳以下人口の比率も、西郷集計では吏民簿と同じく約四割である（38.5%）。長沙吏民簿の成年で女性が多い現象および小人口が多い現象は、特殊で孤立的なものではなく、この南郡の集計と共通の特徴を示している。

もう一つ、一地域の年齢別人口構成を部分的に知り得る資料として、江蘇省連雲港市東海県尹湾村の六号漢墓M6から出土した「集簿」（二号牘）が存在する。「集簿」は、年一度施政状況を報告する上計の際に、東海郡から中央朝廷に上呈された簿の底本あるいは副本（尹湾六号漢墓出土木牘I正 連雲港市博物館・東海県博物館・中国社会科学院簡帛研究中心・中国文物研究所一九九七）に相当し、成帝時の作成と考えられ、当時の東海郡の人口状況も若干は記載されている^⑤。しかし記載されているのは男女別人口と、八十以上・九十以上さらに七十以上受杖^⑥の人口と、六歳以下の人口のみであり、前掲の南郡集計に比べると非常に部分的であるが、八十以上人口と六歳以下の人口の総人口に占める比率については、長沙吏民簿と比較可能である（表8参照）。八十以上は長沙吏民簿では、小武梁郷四年1.28%・廣成郷六年2.8%であるが、後者は尹湾集簿の2.4%と近い。六歳以下の比率も、吏民簿が小武梁郷四年20.0%・廣成郷六年21.4%に対し、尹湾集簿が18.8%であり、ほぼ二割で共通している。尹湾集簿の男女別人口・老年幼年人口については、幾つかの点で不備と不自然さが指摘され、さらに八〇歳以上の人口が多すぎるのが問題視されてきたが^⑦、六歳以下人口の多さについては、今取り上げた三つの簿で共通することからも、必ずしもあり得ないことではないと考えられる。

以上は、長沙吏民簿とは地域と時代がかけ離れた人口集計との比較であるが、長沙吏民簿の未成年者の多さ、男女比の逆転現象には類例が存在するのであり、それが特殊で孤立した事例であるがゆえに虚偽の記載を示すとまで

はいえないことは明らかである。

また、制度の上から考えれば、これらはすべて国家負担の基本資料となるべき重要な記載である。とりわけ南郡の集計と、長沙廣成郷吏民簿は、年一度の上部機関に対する施政報告である上計の一環と考えられる^⑨。上計については、従来の典籍史料では県以上のそれについての記載のみ見えるが、秦代の里耶簡牘には郷単位での集計が存在し^⑩、また前漢東陽県算簿が郷単位での集計の集積であることから、本来郷単位の集計を県で集積したと言える。廣成郷簿は表題に「廣成郷謹列嘉禾六年吏民人名年紀口食爲簿」（「竹簡貳」1708）と見え、里を単位として作成した簿を郷で集成して、郷以上の機関（侯国）に上呈した簿であるが、里全体の集計として戸口数を総計した記載のほか、以下のような特定項目別に人数・戸数を集計した簡が複数存在する。

其二戸給郡園父（16盆 1701）

其一戸給朝丞（16盆 1702）

●定應役民廿戸（16盆 1704）

●其五戸尙羸老頓貧窮女戸（16盆 1705）

其二戸郡醫師（16盆 2115）

其ノ一百八十三人男ノ二百「卅四」人「女」（16盆 2124）

（総計が四一七人であり、里の集計か）

凌文超二〇一一が指摘するように、「竹簡參」示意図 2、4 類簿にも、里戸口総数集計の後ろに、男女別の口数集

計や、戸を種別に区分して集計した簡などが附随している。類別された戸の種類としては、吏・卒、園父・子弟、佃客などその他の徭役、「被病他坐物故者」、「尙羸老頓貧窮女戸」、そして「定応役民」（定領役民）が見える。李均明二〇〇八の挙げる「竹簡肆」の例によって、これらの配列が明かである。

・集凡五唐里魁周□領吏民二十戸、口食二百八十九人。「竹簡肆」380（以下同）

其一百六十二人男	379
其一百廿七人女	378
其四戸縣吏	377
其二戸郡吏	376
其□戸州吏	374
其五戸給新吏	373
其一戸縣卒	372
其一戸佃帥	371

この例では、男女口数、吏、卒、その他の徭役の順に配列されている。「竹簡參」示意図2の例に属する類似の簡の例では、示意図番号44以下は示意図上に横一線に並び、それらが反時計回りに編綴されるとすると（凌文超二〇一〇一参照）、この配列順に類似する。

其一百卅八人男(43)

其八十一人「女」(44)

其一戸給軍吏 下品(36)

其五戸□□民 「下」品(35)

其七戸□□女戸不任調 下品之下(34)

定領役民卅七戸(33)

前掲李均明論考に挙げる例では特定徭役戸までしか見えないが、「竹簡參」示意図2の例はそれに後続する部分を含む。特定徭役戸の次に、貧窮などの理由で徴発に適當でない戸(尙贏老頓貧窮女戸。李均明二〇〇八參照)が並び、「定領役民」(「定応役民」現時点で確定した徴発対象戸)の簡が末尾に置かれることが推測される。戸別集計類は、現在吏卒を出す戸、すでに特定の徭役に徴発されている戸、さらに貧困や女戸などの理由から徴発に適應しない戸を、里戸の総数から除き、徭役対象となる戸の数を表示する機能を有する。言い換えれば、里の集計の内容は、男女別の口数、特定徭役に就いている者を含む戸の数、負担に耐えない戸の数および今後の徭役徴発の対象となる戸の表示であり、徭役徴発との関連が強い。

このような負担しない者を除外して要負担者数を確定する簿の例としては、既に少し触れた安徽天長西漢墓M一九・四〇・一木牘(算簿)などが出土している(注②參照。山田勝芳二〇〇七、鷲尾祐子二〇〇九。第三章參照)。これは、徭役負担者と考えられる「事筭」数と負担免除者(「復筭」)を明示し、負担者数を確定する簿となっている。この簿の場合、八月に郷が上呈した簿を県が集成し、さらに九月締めで県が修正しており、郷の上呈は八月案比(戸口

調査)の一貫として行われたことが明らかである。廣成郷簿の里単位集計は、非対象者を除外し徭役対象戸数を確定する点で、これと共通する性格を有しており、同様に案比の一貫である可能性が高い。九月は年度末であり、県の諸簿はこの月を締めとして集計され(「秋献之、若今計文書断於九月、其旧法。『周禮』秋官司寇小行人鄭玄注」)、その結果が郡に上呈されたのであり、郷―県―郡の上計は繋がっており、すべての出発点は郷における案比であったのである。

また、上計の際に提出される戸口集計などの数字に対しては、上部の機関が検討を加える。とりわけ、中央朝廷は郡国の状況に対する正確な把握を重視し、郡国上呈の上計簿は嚴重に審査された³⁴⁾。同様の審査が、郷の簿を集計する県レベルでも行われたと考えられる。里耶秦簡には、県にて郷の提出した文書をチェックしたことを示唆する文書がある。

卅四年遷陵郷戸計廷校三

□人取一

□一 (7-305 張春龍二〇〇九)

上計簿の記載内容は、当該単位を管轄する長官に対する評価に直結する³⁵⁾。非常に極端な過誤の存在が明らかなる場合、長官が譴責を受けたであろう。成年(大)男女数のあからさまな不均衡が実状と相違するならば、上級機関によって詰問される。この簿が実際に郷から侯国に提出されたものである以上、この簿にあらわれた状況はそれほど意表をつくものではなかったと考えられる。つまり、成年における女子の多きは、武帝の頃の南郡と嘉禾年間

長沙では、たいして意外な状況ではなかった可能性が高い。

四、性比逆転の原因

なぜ壮年男性の減少速度が非常に急激なのか、吏民簿からその原因を読むことはできない。于振波二〇〇四c、高凱二〇〇三は、兵役や徭役などの負担の加重によるとする。高凱二〇〇三は、「又多残老、少有丁夫」という呉書卷十二駱統伝の一節を引く。駱統伝の記述によれば、孫權初期の呉においては、兵役・徭役徵発などの影響で壮年男子が多く死去し、老人が多かったのである。呉建安一三年（二〇八年）、赤壁戦の際に荊州兵は曹操側に動員され、後漢末から長沙郡は荊州の一郡として争奪の対象となり、さらにしばしば「蛮」「山寇」の反乱が生じた（『三国志』呉書卷七・張承伝、呉書卷七・步騭伝）。すでに戦力の中心は世襲の兵戸であったが（『三国志』呉書卷十五・賀齊伝）、郡・県の兵卒も依然存在した（陶元珍一九三三）。武帝時南郡の場合、成年男性は兵卒として日常的に地域の治安維持に携わり（鷲尾祐子二〇〇九、第一章）、景帝三年（前一五四）呉楚七国の乱の際に漢が動員した百万もの兵（『史記』斉悼恵王世家）に南郡の卒を含むであろうし、さらに南郡は南越侵攻の影響を受けた（『漢書』西南夷南粵朝鮮伝）。壮年男性減少の一因は、兵役・徭役にあり、大規模な戦役による徵兵や、臨戦体制下の頻繁な徵兵によって、その傾向がより顕著になると考えられる。

以上、武帝期南郡簿と孫呉長沙吏民簿共通の特徴である、未成年者の多さ、性比の逆転現象について検討した。

しかし、長沙吏民簿について、問題があると考えられる点がある。それは、二つの吏民簿において六十代人口が五十代・四十代よりも多いことである。^⑧この現象の検討には、同地域・異なる時期の人口集計との比較が必要であり、とりあえず五十代六十代の人口記載に問題がある可能性を念頭に置きながら当面の考察を進める。

なお、一歳児と死（物故）の記載は嘉禾六年廣成郷吏民簿にしか見えないが、どちらも非常に少ない。一歳児は一〇人、一パーミルであり、年少人口の多い傾向とは合致しない。^⑨また、物故者も九名であり、粗死亡率九・六パーミルと、現代の先進国なみの水準となる（河野綱果二〇〇七、三一頁）。これらが実状を反映しているかは疑問であり、死の記載についてはあとから修正として書き入れたのであつて、死者は本来吏民簿に記載する対象ではなかった可能性がある（嘉禾四年小武陵郷簿には、記載がない）。

結語

以上、走馬楼呉簡の吏民簿二種類について、性別年齢別人口構成を検討し、さらに当時の長沙郡臨湘国の世帯構造について検討した。吏民簿二種類に残存する人々の年齢構成は、一四歳以下の小（未成年）人口が四割を占める一方、一―九歳から十代にわたる人口の減少が急激であり、多産多死の傾向をあらわす。さらに、四十代にさしかかると人口が減少し始めるが、これは当時の人々が四十代ごろから寿命を迎えることを表しているのではないか。典籍に依拠すれば、彭衛一九八八は前漢皇帝の平均寿命を算出し、四一歳という数字を得ている。典籍にみえる死亡年

齡の記載は、特別な者に限られるので、平均的な死亡年齢を割り出すのは困難だが、この四一という数字は二つの簿に現れた傾向と一致する。

また一四歳未満は男が多く、一五歳以上は女が多いという性差逆転の特徴を有した。これは、当時の壮年男性が、徭役兵役などの徵発の影響で女性よりいつそう死に近かったことを示す。このような人々の生存の傾向を、労働力となる時期、婚姻や出産、配偶者との離別などの人生の出来事と結合することによつて、人生の過程について考察することが可能になると考える。また、同時に家族の変化するサイクルを追求することも可能である。二つの吏民簿の五十代人口にくらべて六十代人口が多いという点については、さらなる検討が必要であるなど、課題も存在する。しかし、このような人口構成の資料は非常に乏しく、吏民簿の情報は当該社会の特徴の一端を示すものとして貴重である。

最後に附言するが、このような状況を、はたして長沙という蛮の盤踞する南方地域における特殊な現象として解せるかであるが、答えは否である。当時の長沙は、現住の人々と北方などからの移民が混在する地域であった。王勇二〇〇九によれば、湖南省は東漢以降人口が大幅に増加したが、その原因は移民にあるという。王子今一九九五、長沙郡など南方にむけての移民の大量発生は、東漢時期の寒冷化にむかう気候変化によることを指摘する。吏民簿に現れた婚姻年齢や世帯の傾向も、複数の慣習の混淆した結果である。当然嘉禾年間の長沙という地域性・時代性を念頭に置くことは、人々の生の過程と、家族のサイクルとを考える前提として必要であることはいうまでもない。

注

① 本論でいう家族とは、主に「世帯」と重なる範囲を指す。世帯とは、「住居を同じくすること、親族関係にあること、活動を共にすること」を意味し（ラスレット一九七二）、異なる社会の家族を比較するための基礎的な枠組みとして用いられる。同様の枠組みとしては、他に「家内集団」が考えられるが、どちらも居住・生産・生計などの機能の共同によって単位を析出する。木下太志二〇〇三参照。

基本的には、「戸」が居住と生計を共同にする成員からなる集団に相当すると考えられる。鷺尾祐子二〇〇九、劉欣寧二〇一一参照。ただし、戸が複数集まって一つの世帯を構成する事態も存在し得る。『三國志』魏書卷二十三・趙儼伝参照。

② たとえば、漢の最前線地帯であるエチナ川流域から出土した簡牘を用い、戍卒の家属に関する記載から世帯構成を考察するなど、すでに成果が存在する。穀物支給簿と関所通過のための証明書（符）を用いる。佐竹靖彦一九八〇、杜正勝一九八二、李根蟠二〇〇四、李卿二〇〇五。佐竹靖彦一九八〇、李根蟠二〇〇四は、鳳凰山十号墓鄭里廩墓に依拠して家族規模を算出する。楊際平・郭鋒・張和平一九九七は、敦煌出土の戸籍にみえる家庭を、世帯構造別に分けて集計し、核家族が主流であったと述べる。時代はくだるが、明代については万曆徽州黃冊の記載にもとづき、各戸の規模・世帯構造を数量的に分析する研究が進められている。落合恵美子・周紹泉・侯楊方二〇〇四。

③ 主に、一、世帯規模・二、世帯構造・三、婚姻年齢などが検討されている。一については、于振波二〇〇四a、孫聞伝二〇一一は、一戸あたりの平均口数は漢における標準（五口）とほぼ同じであることを確認した。二について、町田隆吉二〇〇七は、名籍簡複数を接続して戸全体の簿を復元し、核家族以外に多様な家族形態が存在することを述べ、于振波二〇〇七aは家族成員の統柄

(父・母・妻・子・兄・弟・姪など)ごとに人数を集計し、当時の家庭は主幹家庭と複合家庭を主としていたと述べる。町田隆吉・于振波・孫聞伝前掲論文など、戸には孤児や寡婦など(宗族外の存在である妻の親族まで含むことがある)のみよりのない親族を扶養する側面が存在したことを指摘する。小林洋介二〇〇五は、当時の家庭に妻の親族などの外家を含むことを述べる。一方、最も主流の形態はやはり核家族であったとする説もある(孫聞伝二〇一〇、賈麗英二〇一〇)。3について、于振波二〇〇七bは、「竹筒壹」の師佐籍と吏民簿から某年齢における既婚者と未婚者を集計し、当時の女性が結婚する基本年齢は十五歳であるとする。また、小林洋介二〇〇五は、各戸簡の末尾に置かれる戸単位に口数を集計する簡の中でも、資産状況を付記している簡を用いて、資産額と戸の規模は対応するか否かを検討している。

- ④ 吏民簿の名称は、汪小炬二〇〇四参照。吏籍と民籍が別個で存在したとする説がある(王素・宋少華・羅新一九九九)。一方、吏民とは一般編戸を指すとの指摘も多く(黎虎二〇〇五、黎虎二〇〇七、臧知非・沈華・高婷婷二〇〇七参照)、この理解によるならば吏民簿は一般編戸民の簿であると考えられる(關尾史郎二〇〇六)。しかし吏役を担う世襲の吏戸が存在し(孟彦弘二〇〇八)、吏戸と民戸は別個だが二者合同で名簿を作成したという説もある(張榮強二〇〇六・侯旭東二〇〇九)。なお、典籍より編戸されない世襲兵戸の存在が確認され(『三國志』呉書卷十五・賀齊伝など)、このような人々は吏民簿には記載されないと考えられるが、郡・縣など地方に属した兵(陶元珍一九三三)はこれと別の存在であり、吏民簿に記載されたであろう。また、屯田民も典農部に管掌されるため、郷里に属する編戸民とは別の籍に編入されたのではないか(葛劍雄二〇〇二)。

- ⑤ 「ところで江戸時代農村の核家族世帯比率 $\pm 0\%$ というのは、ふつう想像される以上に高いと思われるかもしれない。しかし、後継ぎになる子(おもに長男)が結婚しても親・兄弟と同居するような、つい最近まで支配的だった日本の家族制度(直系家族制)のもとでも、死亡率が高く、平均余命の短い江戸時代には、家族の周期的変化の1ステージとして、核家族形態はこの程度の頻度で出現するものである。そのゆえ核家族世帯が制度的に広く存在しているのとは全く意味が違うのである。」鬼頭宏

二〇〇、一三二頁。

- ⑥ 有世帯主率とは、人口を男女・年齢・配偶関係別に区分して、それぞれ区分された人口のどれだけが世帯主であることを示す指標。この比率が高いほど、核家族化・あるいは単独世帯化の程度が高い。河野稠果一九八六第二版一四六頁参照。
- ⑦ 「小武陵郷□嘉禾四年吏民人名妻子年紀簿」図一、10397。凌文超二〇一一参照。
- ⑧ 既往の研究ではおもに算賦と考えられているが、徭役の可能性もあり、検討が必要である。戸単位集計簡の事についても、徭役についての記載と考えられるが、なぜ前後ふたつ記載があるのか不明。張榮強二〇〇四、于振波二〇〇四b、凌文超二〇一一、楊振紅二〇一一参照。
- ⑨ 刑（創）は、身体が刀で傷つけられ、障害が残っていることを指す。胡平生二〇〇二、王素二〇〇八参照。
- ⑩ 他に、軍吏・州吏・縣吏がみえる。給某吏、あるいは給縣卒と付記される人々は、すべて戸人である。韓樹峰・王貴永二〇一一の指摘するように、「竹簡貳」示意図関連簿も、同様に某吏と某卒（驛卒をのぞく）とされる人々は、すべて戸人である。韓・王は某吏某卒ゆえに戸の筆頭に記載するのであり彼らは戸人ではないとするが、「竹簡壹」示意図関連簿およびほとんどの簡にみえる記載では、給吏給卒が戸人であり、戸人が給吏給卒となるという逆の説明も可能である。
- ⑪ 当該名簿では、縣卒のみ見えるが、後述する「竹簡貳」示意図関連の名簿には、佃帥・驛兵（卒）・習射・官瓦師・園父・困父・子弟などの多彩な徭役が見える。
- ⑫ 示意図2は、簡冊の外側から平陽里・東陽里・高遷里・吉陽里の順で並び、もつとも外周に、安陽里が一つ存在する。示意図外の戸人簡も、平陽・東陽・高遷・吉陽で占められる。そのほか示意図外に一例のみ宜都里（10201）、□[興]里（10539）が見える。小[尚]（？）里（10496）は中郷所属の小赤里と考えられる（楊芬二〇一一に中郷所属の里を考察する）ため、除外した。10539も里名が不明のため除外する。また、宜陽里と釈読されている簡が一点あるが、図版に依拠すれば吉陽と釈すのが適切で

ある(10139)。宜都里簡は、所屬不明なため除外した。嘉永四年の戸口数を記載した簡から小武陵郷は一九四戸であることが明かであり、当該簿中に出現している里集計簡(後述)にみえる戸数はみな三六戸と三八戸であることから、凌文超二〇一一は嘉永四年小武陵郷は五里からなるとする。上述の除外簡のほか、書式の相違する簡を除外した。10072・10150・10201・10496・10520・10526・10532・10533・10536・10538・10539・10540の一二簡を除く。

⑬ 四年小武陵郷の人口は、「竹簡壹」に記載する簡が有る。三通りの積文があるが、すべて人口は九五一人とする。

「竹簡壹」↓右小武陵郷領四年吏民一百九十四□、民口九百五十一人吏口□□□□「筭」一千三百卅四錢(4985)

凌文超二〇一一修正 ↓右小武陵郷領四年吏民一百九十四「戸」、口九百五十一人、「收吏口筭錢合」□□一千三百卅四錢(4985)

また、簡牘集成(中國簡牘集成編輯委員會編二〇〇五)も、「竹簡壹」とは異なる積文を挙げる。

↓右小武陵郷領四年吏民二百九十四□、口九百五十一、吏口□□□□、筭一千三百卅四錢

⑭ 総人口三三一人(「竹簡貳」2529)中九三〇人の年齢と性別・続柄の三者が把握可能。約40%。「竹簡貳」1536・2496(16盆 宋少華二〇一一参照)から、書式の相違する下記の九一片を除外した。

1543.1600.1603.1605.1606.1812.1882.1999.2023.2024.2025.2062.2094.2096.2099.2133.2134.2135.2137.2138.2140.2141.2143.2144.2146.2150.2157.2159.2160.2179.2180.2193.2212.2215.2218.2226.2227.2228.2229.2230.2231.2232.2233.2235.2236.2237.2240.2241.2243.2244.2245.2247.2252.2253.2257.2258.2260.2261.2268.2289.2294.2330.2340.2345.2350.2351.2361.2394.2395.2421.2424.2427.2430.2431.2432.2449.2450.2451.2452.2453.2454.2456.2457.2458.2461.2466.2474.2479.2485.2488.2490。

⑮ 「竹簡肆」にも書式や集計から、吏民簿を構成する一連の簡と考えられる簡群が有り、示意图が附されているが(示意图1、示

意図2、示意図3、示意図4、示意図(一)、これらには無字簡は存在しない。「竹簡壹」「竹簡貳」が井戸から運び出されて後発見された経緯から、本来的に無字の簡が簿籍内に存在したのではなく、字跡が消えてしまった可能性もある。

- ⑯ 二〇一一年度の国際統計(WHOの世界保健統計 http://memorva.jp/ranking/unfpa/who_2011_population_15_60.php)を参照すると、十五歳以下が四割を占める国々は、コンゴ、パプアニューギニア・トーゴ・ジンバブエなどである(最高は五割。ニジェール)。日本は一九三〇年に十五歳未満年少人口が36%であった(河野稠果『人口学への招待―少子・高齢化はどこまで解明されたか』中公新書二〇〇七年)。一―九歳に比較して十代の人口が半数である状況とあわせて鑑みると、当時の長沙が多産多死社会であったことが明らかである。

- ⑰ 閻愛民二〇〇五は、『北堂書鈔』巻七五引く謝承『後漢書』宋度傳にみえる間引きの例を紹介し、毎年三千もの嬰兒が間引きの対象であったと述べる。また、後漢書賈彪傳から、桓帝時に汝南郡新息縣では毎年千人が間引きされていたとする。戦国時代秦律には新生児殺害に対する罰則があり(「睡虎地秦簡」法律答問69、70)、漢代の上奏には民間に間引きが行われていることを指摘する記述が見え(『漢書』王吉傳)、晋(「産子不養者、有罰。」張鵬一著・徐清廉校補一九八九)・宋(『宋書』巻八十二・周朗傳)・南斉(『南斉書』巻三・武帝紀)には間引きを禁止する法律・制度が存在したことから、戦国時代から南朝にかけて、民間に間引き慣行が存在し、国家が問題視していたことが明らかである。

- ⑱ 「且父母之於子也、産男則相賀、産女則殺之。此俱出父母之懷妊、然男子受賀、女子殺之者、慮其後便、計之長利也。」(『韓非子』六反篇)

- ⑲ 「しまいが〇で終わる…五十歳とかが異常に多い。その次に多いのが、しまいが五で終わる、…これを年齢分布の偏り(ヒービング)といいます。…ですから、私たちはそういう年齢の末尾の数字の分布を、大事な指標にしています。これを調べることによって、その社会に住んでいる人たちが自分の年齢を正確に知っているかどうかということの指標になるわけです。」(速水融一九九七)

⑳ 例えば、明代万曆徽州黃冊では、女性は男性の半数だが、これは未婚者を記載しないからであり、百歳以上の高齢者が全体の12%を占めるのは戸の連続性を示すために意図的に残されたものであるという。落合・周・侯二〇〇四参照。また、日本江戸時代の「陸奥国会津郡鶴巢村宗門改人別家別帳」では、一人暮らしの高齢者が死亡した翌年には「名跡」として、一人暮らしにたえない十歳未満の子どもが記録されるが、これは百姓株の習慣によつて世帯の消滅が制約されるため、記録上世帯が存続し続けるようにしたのだという(岡田あおい一九九九)。

㉑ 「可(何)謂匿戸及赦童弗傳。匿戸弗繇(徭)、使、弗令出戸賦之謂匿(也)」。『睡虎池秦簡』法律答問165)

㉒ 「民占数以男為女、辟更徭、論為司寇。」(武威旱灘坡5) 李均明・劉軍一九九三。

㉓ また、申告年齢が事実と相違した場合、申告者を罰する律は、漢初にすでに存在した。

「諸民皆自占年。小未能自占、而母父母・同產為占者、吏以高比定其年。自占、占子・同產年、不以實三歲以上、皆耐。產子者、恆以戸時占。…」(「二年律令」325-327戸律) 彭浩・陳偉・工藤元男主編二〇〇七、禹文玲二〇〇六参照。

里耶秦簡J1⑥009Aは、某郷が移住者の年籍を移住元の郷に催促する文書であり、年齢把握の重要性を反映する(湖南省文物研究所・湘西土家族苗族自治州文物処・龍山県文物管理所二〇〇三)。後漢初光武帝時には「戸口年紀互有增減」(『後漢書』劉隆伝)であったため、州郡に調査させている。南朝には、年齢記載が誤っている例があり(本人の故意ではなく、官吏の記載がずさんなためのだが)、把握が弛緩していく状況が窺える(母本側庶、籍注失實、年未及養、而籍年已滿、便去職歸家。『宋書』卷九十一何子平傳。)

㉔ 「婦人免乳大故、十死一生。」(『漢書』外戚傳上)

㉕ 彭浩二〇〇九は建元二年の可能性が高いとする。記載は以下の通り。

●二年西郷戸口簿

戸千一百九十六

息戸七十

秬戸三十五

相除定息四十五戸

大男九百九十一人

小男千四十五人

大女千六百九十五人

小女六百四十二人

(上段)

息口八十六人

秬口四十三人

相除定息口四十三

●凡口四千三百七十三人

(下段)

②⑥ 戸口数は表面、男女別人口と、老年幼年の人口は裏面に記載される。男女別、老年幼年人口の記載は以下の通り。

男子七十萬六千六十四？人女子六十八萬八千一百卅二人女子多前七千九百廿六

年八十以上三萬三千八百七十一六歳以下廿六萬二千五百八十八凡廿九萬六千四百五十九

年九十以上萬一千六百七十八人年七十以上受杖二千八百廿三人凡萬四千四百九十三多前七百一十八

⑳ この名簿の七十以上受杖者は、高齢者に王杖を授けて特権を与える制度（『續漢書』禮儀志中・仲秋之月参照）に基づき授けられると考えられるが、受杖高齢者の口数（二八二三人）は八十以上の口数より少ないため、これが記載の誤りでないとしたら、受杖者は七十以上の者すべてではないことになる。永田英正二〇〇〇も全員に王杖が与えられたわけではなく、杖を授かるにはそれなりの条件や資格などのあったことが知られると述べる。しかしこの資料による七十代以上の人口総数の把握はできないので、七十代以上人口については比較しなかった。

㉑ 尹湾集簿について、高大倫一九九八は、男女数の合計が記載されている総人口に合致しないことを指摘、また女性のみ前年比増加数を記載し八〇歳以上の人口が多すぎるなどの問題点が存在し、さらに成帝元延年間の尹湾集簿と『漢書』地理志記載の元始二年戸口数を比較すると、成長の速度が速すぎて不合理であり、集簿戸口数字は信用できないと述べる。葛劍雄二〇〇二第一巻導論・先秦至南北朝時期は、当該簿は副本であるため、女子増加数は記載されているが男子は無いなどの問題があり、高齢と小児人口の総人口中に占める比例には錯誤があるが、しかし多くの現象は合理的な解釈が可能であり、集簿中の基本的戸口数はおおむね正確であると述べる。高大倫の指摘するように、八十歳以上の人口割合は高めであり、老齢人口については注意が必要である。

㉒ また、李成珪二〇〇二は、集簿に見える性比、六歳以下人口、八十歳以上人口を虚偽とするが、その根拠はこれが太平の世の実現をねつ造するための文書であるという推論と、清代以降の人口データである。李説は、集簿を虚偽と判定する有効な根拠に不足していると考えられる。ただし、高年齢者人口については、たしかに不自然な点がある。

㉓ 史民簿と案比の関連については、楊際平二〇〇七参照。上計との関連について、鷺尾報告書二〇一一参照。

㉔ 「秋冬歳盡、各計縣戸口墾田・錢穀入出・盜賊多少、上其集簿。丞尉以下、歲詣郡、課校其功。功多尤為最者、於廷尉（慰）勞勉之、

以勸其後。負多尤為殿者、於後曹別責、以糾怠慢也。」(『續漢書』百官志劉昭注引く胡廣『漢官解詁』)

③1 廿七年(=二七年 前二二〇)遷陵貳春鄉積戸□

亡者二人(行十率)〔率〕之(？之は二の誤りか)。萬五千三戸而□(湖南省龍山泉里耶古城11⑧927 張春龍11009)

③2 ●戸凡九千二百六十九少前

口四萬九百七十少前

卿

●東郷戸千七百八十三口七千七百九十五

戸 都郷戸二千三百九十八口萬八百一十九

楊池郷戸千四百五十一口六千三百廿八

口 鞠郷戸八百八十口四千五

垣雍北郷戸千三百七十五口六千三百五十四

垣雍東郷戸千二百八十二口五千六百六十九

簿

(40-1 A)

集八月事筭二萬九復筭二千卅五

都郷八月事筭五千卅五

東郷八月事筭三千六百八十九

筭 垣雍北郷戸八月事筭三千二百八十五

垣雍東郷八月事筭二千九百卅一

鞠(?) 郷八月事筭千八百九十

楊池郷八月事筭三千一百六十九

● 右八月

簿●集九月事筭万九千九百八十八復筭二千六十五

脚 (40-1 B)

(天長市文物管理所・天長市博物館二〇〇六)

- ③③ 前漢初期、中央に全国の上計を管掌する計相(主計)が置かれ(「遷為計相、一月、更以列侯為主計四歲。『史記集解』所引張晏曰、以列侯典校郡國簿書。」「史記』張丞相列伝参照)、宣帝時には御史に実状と合致しない簿をとり調べさせ、審査体制を強化した(「御史察計簿、疑非実者、按之、使真偽毋相乱。」「漢書』宣帝紀 黄龍元年)。上計簿はまず丞相(司徒)に提出され(『後漢書』文苑列伝下 趙壹傳)、後漢には皇帝の喉舌たる尚書が計簿を担当した(『周禮』天官司會鄭玄注)。
- ③④ 「後為茂陵令、会課、育第十六。而漆令郭舜殿、見責問、育為之請、扶風怒曰、君課第六、裁自脱、何暇欲為左右言。及罷出、伝召茂陵令詣後曹、当以職事对。」「漢書』蕭育傳)
- ③⑤ 嘉禾年間により近い事例では建安二〇年(二二五年)に呂蒙ら率いる軍が長沙を奪取している(『三国志』呉書卷九・呂蒙伝)
- ③⑥ 「竹簡壹」の名籍類では、負担を課せられる者に付せられる筭は大男・大女のうち十五歳以上六十歳未満の者に記載される。于振波二〇〇四b参照。六十代以上は負担が免除されるため、四十代五十代以降の者が虚偽の申告をおこなった可能性もある。だが、嘉禾六年簿の場合、すでに五十代については筭の記載が無く(鷺尾祐子二〇一〇参照)、国家負担を免除されているのであり、

六十代を詐称する理由は無い。戦乱などの影響で、四十年から五十九年前に出生人口の著しい低下が引き起こされたなどの推測も可能である。

⑳ ただし、嘉禾四年十月から五年夏まで雨が降らず（『三国志』呉書卷二・呉主伝）、前年度の天候不順の影響で出産が減少した可能性もある。

参考文献

走馬楼呉簡テキスト

「竹簡壹」長沙文物考古研究所・中國文物研究所・北京大學歷史學系二〇〇三『長沙走馬楼三國呉簡』竹簡壹

（上中下）文物出版社

「竹簡貳」長沙簡牘博物館・中國文物研究所・北京大學歷史學系二〇〇七『長沙走馬楼三國呉簡』竹簡貳（上中下）文物出版社

「竹簡參」長沙簡牘博物館・中國文物研究所・北京大學歷史學系二〇〇八『長沙走馬楼三國呉簡』竹簡參（上中下）文物出版社

日文

岡田あおい一九九九「労働力安定装置としての直系家族世帯」『帝京社会学』一二

- 落合惠美子・周紹泉・侯楊方二〇〇四「中国明代黃冊の歴史人口学的分析―万曆徽州黃冊底籍に見る世帯・婚姻・承継」佐藤康行ら篇『変貌する東アジアの家族』早稲田大学出版部
- 河野稠果一九八六『世界の人口』東京大学出版会
- 河野稠果二〇〇七『人口学への招待―少子・高齢化はどこまで解明されたか』中公新書
- 鬼頭宏二〇〇〇『人口から読む日本の歴史』講談社学術文庫
- 木下太志二〇〇三『家族と世帯の研究史―文化人類学と歴史学を中心として―』『人類史のなかの人口と家族』晃洋書房
- 小林洋介二〇〇五『正倉院籍帳と長沙走馬楼三国呉簡』『史観』第一五三冊
- 佐竹靖彦一九八〇『中国古代の家族と家族的社会秩序』『東京都立大学人文学報』一四一
- 關尾史郎二〇〇六『長沙呉簡中の名籍について―史料群としての長沙呉簡・試論⑤―』『唐代史研究』九
- 永田英正二〇〇〇『江蘇尹湾漢墓出土簡についての考察―とくに「集簿」を中心として』『史窓』五七
- 速水融一九九七、『歴史人口学の世界』岩波書店一九九七年
- ピーター・ラスレット一九七二『La Femme et le ménage:approches historiques in Annales E.S.C.』（『過し時代における世帯と家族』林田伸一訳『家族と世帯への歴史のアプローチ』二宮宏之『家の歴史社会学』所収 新評論一九八三年
- 町田隆吉二〇〇七『長沙呉簡よりみた「戸」について―三国呉の家族構成に関する初步的考察―』『長沙呉簡研究報告』第三集
- 山田勝芳二〇〇七『前漢武帝代の地域社会と女性徭役―安徽省天长市安樂鎮十九号漢墓木牘から考える』『集刊東洋学』九七
- 李成珪二〇〇二『簡牘資料と思想史研究の拡大』『楚地出土資料与中国古代文化』汲古書院
- 劉欣寧二〇一一『秦漢律における同居の連坐』『東洋史研究』七〇・一
- 鷺尾祐子二〇〇九『中国古代の専制国家と民間社会―家族・風俗・公私』立命館東洋史学会

鷲尾祐子二〇一〇「長沙走馬樓吳簡連記簡の検討―家族の記録について」『中国古代史論叢』七 立命館東洋史学会
鷲尾祐子二〇一一「長沙走馬樓吳簡連記式名籍簡的探討―關於家族的記錄」『吳簡研究』第三輯 中華書局

中文

- 杜正勝一九八二「伝統家族試論」上『大陸雜誌』六五卷二期
高大倫一九九八「尹灣漢墓木牘集簿中戶口統計資料研究」『歷史研究』一九九八・五
高凱二〇〇三「從走馬樓吳簡看孫吳時期長沙郡的人口性比例問題」『史學月刊』二〇〇三・八
葛劍雄二〇〇二「中國人口史」第一卷導論・先秦至南北朝時期 復旦大學出版社
韓樹峰・王貴永二〇一一「孫吳時期的“給吏”与“給戶”——以走馬樓吳簡為中心」『吳簡研究』三
侯旭東二〇〇九「長沙走馬樓吳簡《竹簡》貳“吏民人名年紀口食簿”復原的初步研究」『中華文史論叢』二〇〇九・一
湖南省文物研究所・湘西土家族苗族自治州文物處・龍山泉文物管理所二〇〇三「湖南龍山里耶戰國—秦代古城一號井甕掘簡報」
『文物』二〇〇三・一
胡平生二〇〇二「從走馬樓簡“刑(創)”字的釈詁談到戶籍的認定」『中國歷史文物』二〇〇二・二
胡平生二〇〇九「松柏漢簡五三號木牘釋解」簡帛網二〇〇九年四月二二日
賈麗英二〇一〇「從《長沙走馬樓三國吳簡》看三國吳的家庭結構」『中國史研究』二〇一〇・三
李根蟠二〇〇四「戰國秦漢小農家庭規模及其變化機制——圍繞五口之家的討論」張國剛主編『家庭史研究的新視野』新華書店
李根蟠二〇〇六「從秦漢家庭論及家庭結構的動態變化」『中國史研究』二〇〇六・一

- 黎虎二〇〇五「吏戶」畝疑——從長沙走馬樓吳簡談起』《歷史研究》二〇〇五·一·三
- 黎虎二〇〇七「論“吏民”，即編戶齊民——原“吏民”之“三”』《中華文史論叢》二〇〇七·二
- 李均明二〇〇八「走馬樓吳簡人口管理初探」《簡帛研究》二〇〇六·廣西師範大學出版社
- 李均明·劉軍一九九三「武威旱灘坡出土漢簡考述——兼論掣令」《文物》一九九三·一〇
- 梁方仲一九八〇『中國歷代戶口·田地·田賦統計』上海人民出版社
- 凌文超二〇一一「走馬樓吳簡采集簡“戶籍簿”復原整理與研究——兼論吳簡“戶籍簿”的類型與功能」《吳簡研究》第三輯
- 李卿二〇〇五『秦漢魏晉南北朝時期家族·宗族關係研究』上海人民出版社
- 孟彥弘二〇〇八「吳簡所見的子弟與孫吳的吏戶制——兼論魏晉的以戶為役的制」《魏晉南北朝隋唐史資料》第二四輯
- 彭浩二〇〇九「誥松柏出土的四枚西漢木牘」《簡帛》第四輯
- 彭浩·陳偉·工藤元男主編二〇〇七『二年律令與奏讞書 張家山二四七號漢墓出土法律文獻釋讀』上海古籍出版社
- 彭衛一九八八『漢代婚姻形態』三秦出版社
- 宋少華二〇一一「長沙三國吳簡的現場揭取與室內揭剝——兼談吳簡的盆号和揭剝圖」《吳簡研究》第三輯
- 孫聞佺二〇一〇「吏民簿」所見孫吳過程結構研究』《簡帛研究》二〇〇七
- 陶元珍一九三三「三國吳兵考」《燕京學報》一·三
- 天長市文物管理所·天長市博物館二〇〇六「安徽天長西漢墓瓷掘簡報」《文物》二〇〇六·一一
- 王素二〇〇八「關於長沙吳簡“刑”字解讀的意見——《長沙走馬樓三國吳簡》積文探討之一」《簡帛研究》二〇〇六
- 王素·宋少華·羅新一九九九「長沙走馬樓簡牘整理的新收穫」《文物》一九九九·五
- 汪小炬二〇〇四「走馬樓吳簡戶籍初論」《吳簡研究》第一輯

- 王勇二〇〇九『湖南人口變遷史』湖南人民出版社
- 王子今一九九五「秦漢時期氣候變遷的歷史學考察」『歷史研究』一九九五・二
- 王子今二〇〇八「走馬樓竹簡“小口”考積」『史學月刊』二〇〇八・六
- 許倬雲一九六七「漢代家庭的大小」『慶祝李濟先生七十歲論文集』清華學報社↓『考古編』所收聯經出版事業股份有限公司一九八二年
- 閻愛民二〇〇五『漢晉家族研究』第五章「家・族構造和規模」上海人民出版社
- 楊芬二〇一一「孫吳嘉禾年間臨湘中鄉所轄里初步研究」二〇一一年三月、湖南省長沙・中日長沙吳簡學術研討會
- 楊際平二〇〇七「秦漢戶籍管理制度研究」『中華文史論叢』二〇〇七・一
- 楊際平・郭鋒・張和平一九九七『五・十世紀敦煌的家庭與家族關係』岳麓書社
- 楊樹達一九三三『漢代婚喪禮俗考』商務印書館
- 連雲港市博物館・東海縣博物館・中國社會科學院簡帛研究中心・中國文物研究所一九九七『尹灣漢墓簡牘』中華書局
- 楊振紅二〇一一「從出土“算”、“事”簡看兩漢三國吳時期的賦役結構——“算賦”非單一稅目辨」『中華文史論叢』二〇一一・一
- 連雲港市博物館・東海縣博物館・中國社會科學院簡帛研究中心・中國文物研究所一九九七『尹灣漢墓簡牘』中華書局
- 禹文玲二〇〇六「張家山漢簡《二年律令》積文補遺」『簡帛研究』二〇〇四
- 于振波二〇〇四a「走馬樓吳簡所見戶與里的規模」『走馬樓吳簡初探』天津出版社
- 于振波二〇〇四b「算”与“事”——走馬樓戶籍簡所反映的算賦和徭役」『漢學研究』第二二卷二期『走馬樓吳簡統探』所收天津出版社二〇〇七年
- 于振波二〇〇四c「走馬樓戶籍簡性別與年齡結構分析」『走馬樓吳簡初探』所收

于振波二〇〇七a 「吳簡所見戶的結構小議」『走馬樓吳簡統探』所収

于振波二〇〇七b 「吳簡戶籍文書所見女子婚齡」『走馬樓吳簡統探』所収

臧知非・沈華・高婷婷二〇〇七 『周秦漢魏吳地社會發展研究』第六章 「孫吳的基層社會控制」 群言出版社

張春龍二〇〇九 「里耶秦簡所見的戶籍和人口管理」『里耶古城・秦簡與秦文化研究』 科學出版社

張鵬一著・徐清廉校補一九八九 『晉令輯存』 三秦出版社

張榮強二〇〇四 「說孫吳戶籍簡中的“事”」『吳簡研究』第一輯 ↓ 『漢唐籍帳制度研究』所収 商務印書館 二〇一〇年。

張榮強二〇〇六 「孫吳簡中的戶籍文書」『歷史研究』二〇〇六・四 ↓ 『漢唐籍帳制度研究』所収

張榮強二〇一〇 『前秦建元二十年籍』與漢唐間籍帳制度的變化 ↓ 『漢唐籍帳制度研究』所収

張家山二四七號漢墓竹簡整理小組二〇〇一 『張家山漢墓竹簡』 文物出版社

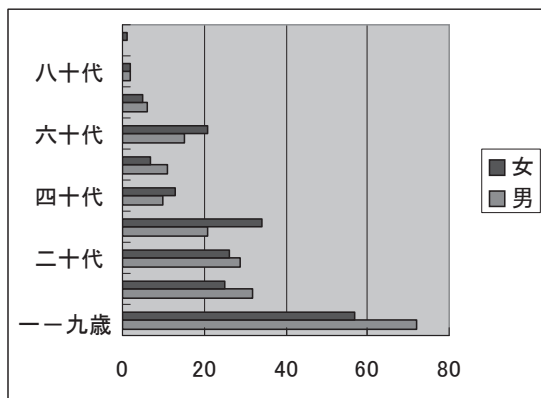
中國簡牘集成編輯委員會編二〇〇五 『中國簡牘集成第1516冊 湖南省卷 走馬樓』

【附記】

本論は、科学研究費補助金・基盤研究（A）「出土資料群のデータベース化とそれを用いた中国古代史上の基層社会に関する多面的分析」プロジェクトの研究成果である。

また、二〇一〇年二月一九日に開催された、本プロジェクト主宰の国際ワークショップ「湖南出土魏晉簡牘をめぐる諸問題」において、本論と共通する内容の発表をさせていただいた。席上で貴重な意見をいただいたみなさまに、あつく御礼を申し上げる。

（本学非常勤講師）



グラフ1、嘉禾四年小武陵郷年齢構成

	男	女	計
一―九歳	72	57	129
十代	32	25	57
二十代	29	26	54
三十代	21	34	56
四十代	10	13	23
五十代	11	7	18
六十代	15	21	36
七十代	6	5	11
八十代	2	2	4
九十代		1	1
計	198	191	389

表1、嘉禾四年小武陵郷年齢構成表

	男	女	計
小	89	67	156
大	109	124	233
計	198	191	389

全体性比 103.6

小性比 132.8

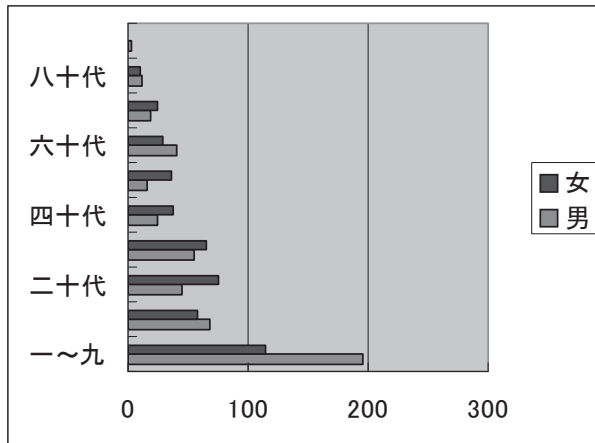
大性比 87.9

総人口に占める小比率 40.1%

総人口に占める六歳以下比率 20.0%

総人口に占める八十歳以上比率 1.28%

表 2, 小武陵郷嘉禾四年大小・男女別口数



グラフ 2, 廣成郷嘉禾六年年齢構成

	男	女	合計
一～九	196	114	310
十代	68	58	126
二十代	45	75	120
三十代	55	65	120
四十代	24	38	62
五十代	16	36	52
六十代	41	29	70
七十代	19	25	44
八十代	12	10	22
九十代	3	1	4
計	479	451	930

表3、廣成郷嘉禾六年年齢構成表

	男	女	計
小	236	149	385
大	243	302	545
計	479	451	930

全体性比	106.2
小性比	158
大性比	80.4
総人口に占める小比率	41.4%
総人口に占める六歳以下比率	21.4%
総人口に占める八十以上比率	2.8%

表4、廣成郷嘉禾六年大小・男女別口数・性比

口数	戸数
2	9
~4	37
~6	36
~8	26
~10	10
~12	4
~14	3
~16	4
~18	1
~20	0
~22	1
計	142

表 5. 廣成郷嘉禾六年一戸あたり口数

	男	女	計
小	1,045	642	1,687
大	991	1,695	2,686
計	2,036	2,337	4,373

全体性比 87.1

小性比 162.7

大性比 58.4

総人口に占める小比率 38.6%

表6、南郡江陵県西郷戸口簿

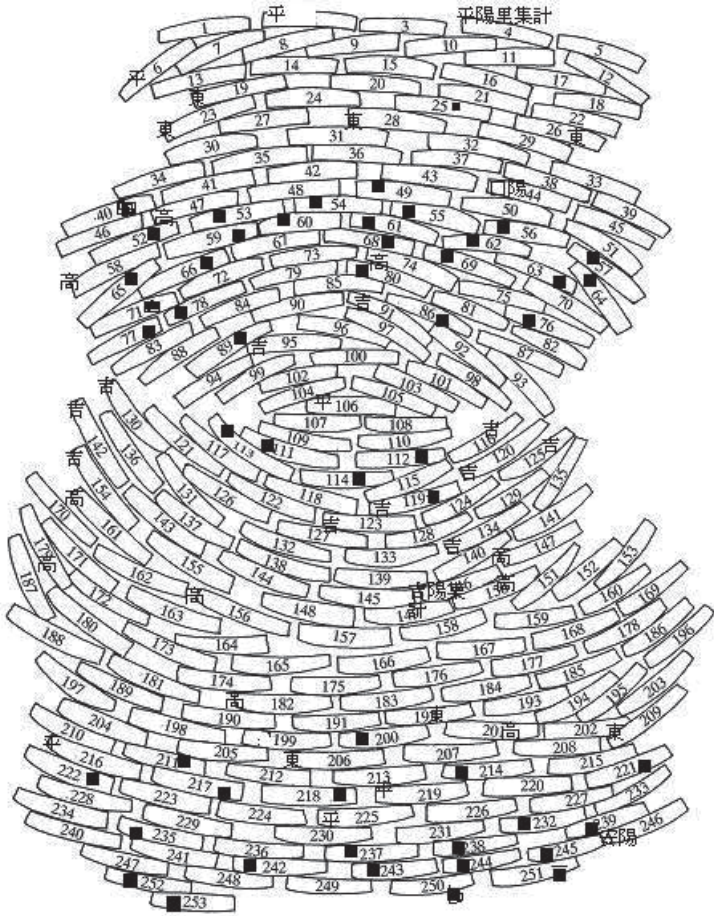


図 1、「竹簡壺」示意図 2 ■が無字簡